(趣旨)

第1条 この基準は、水戸市広告掲載等に関する要項(平成19年水戸市告示第160号。以下「要項」という。)第17条の規定に基づき、「母と子のしおり」(以下「掲出物」という。)に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載する掲出物の内容等)

第2条 広告を掲載する掲出物は、妊婦・産婦・乳児一般健康診査受診票、1か月児健康 診査受診票、新生児聴覚検査受診票、妊婦歯科健康診査受診票、母乳育児相談等利用券、 妊産婦相談窓口を掲載したもので、妊娠届出をした妊婦及び妊産婦、乳児の転入時に配 付する冊子とする。

(広告の取扱基準)

第3条 掲出物に掲載する広告は、本市で定められた法令(水戸市行政手続条例(平成7年水戸市条例第39条)第3条第2号に規定する法令をいう。)や各法令に準拠したものとする。

(広告の規格等)

- 第4条 広告の規格等は、次のとおりとする。
- (1) 広告の規格

ア 1 枠 縦 5.0 cm×横 6.0 cm

イ 1 枠 縦 21.0 cm×横 14.8 cm (A5 サイズ)

(2) 広告の掲載面

掲載面 掲出物表紙裏面・最終ページ両面 24 枠

- ※ 縦 $5.0 \text{ cm} \times$ 横 $6.0 \text{ cm} \times 2$ 枠以上希望する場合には、枠をつなげて掲載することができる。ただし、最大 4 枠までとする。
- ※ 掲載場所については、申込み順に決定する。ただし、第4条第1号に定める規格 イはアに優先するものとする。
- (3) 色彩 フルカラー
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、提出物の編集上支障があると認めるときは、広告 を掲載する位置及び広告の色を変更することができる。

(広告掲載料)

- 第5条 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、次のとおりとする。
 - 1 枠 縦 5.0 cm×横 6.0 cmは, 5,000 円以上
 - 1 枠 縦 21.0 cm×横 14.8 cm (A5 サイズ) は, 40,000 円以上

(広告掲載の申込み)

- 第6条 広告掲載をしようとする者は、「母と子のしおり」広告掲載申込書(様式第1号) を別に定める申込期限までに市長に提出しなければならない。
- 2 広告掲載枠を買い取り、別に広告主を募集する事業者も前項の申込みをすることができる。
- 3 広告原稿は、子育て支援課が指定するデータ形式で作成した完全データ原稿を、別途

指定する提出期限までに、子育て支援課に納入するものとする。

(広告掲載の決定等)

- 第7条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、「母と子のしおり」広告掲載決定通知書(様式第2号)により当該申込みをした者に通知するものとする。
- 2 申込枠数の合計が第4条第2号に定める掲載枠数を超えた場合は、提示した掲載料の 高い申し込み者を優先して決定する。
- 3 前項に規定する方法によっても広告を掲載することができるものを決定できないとき は、別に子育て支援課長が定める方法により決定する。

付 則

- この基準は、平成26年9月30日から施行する。
- この基準は、平成27年11月16日から施行する。
- この基準は、平成28年10月11日から施行する。
- この基準は、令和元年10月11日から施行する。
- この基準は、令和2年9月14日から施行する。
- この基準は、令和4年9月21日から施行する。
- この基準は、令和6年8月28日から施行する。